

s t u d y

2024年度(令和6年度)以降
入学生用

G

教員免許状(養護教諭)
の取得について

e

看護学部 看護学科

2 0 2 4

教員免許状（養護教諭）の取得について

はじめに

「保健室の先生」の正式な名称は「養護教諭」といい、国の法律によって養護教諭の免許状を持つことが必要です。今、小学校、中学校、高等学校の保健室で児童生徒の身長測定や心電図測定、健康診断、不登校等の健康相談、感染症予防等の保健指導、怪我をした場合の救急処置等、養護教諭の働きが欠かせない時代になりました。

本学部で学修すると、卒業時には看護師国家試験受験資格とともに養護教諭一種免許状を得ることができます。その免許状で各都道府県市の教員採用試験に合格すると上記の学校で働くことができ、給料も他の教科の先生と同一の額となります。また私学に勤務を希望する場合は、それぞれの学校の情報で受験、合格を目指します。

看護学部の養護教諭の養成に対する理念

本学は、人間環境学を理念とし、人間環境に関する該博な知識と深い理解力を備え、すぐれた見識をもって人類と国家社会に貢献できる有為な人材を育成することを目的としています。これは本学の教員養成に対する理念にもそのまま適用されます。

看護学部が目指す養護教諭像は以下の通りです。

- 1) 豊かな人間性、人格を持つ人間：自分を見つめられる人間
- 2) 教育の専門的力のある人間：自信を持って子どもの前に立つ人間
- 3) 養護の専門的力のある人間：ケアの知識と技術を持つ人間
- 4) ケアの専門的力のある人間：看護師としての広く、深い人間観

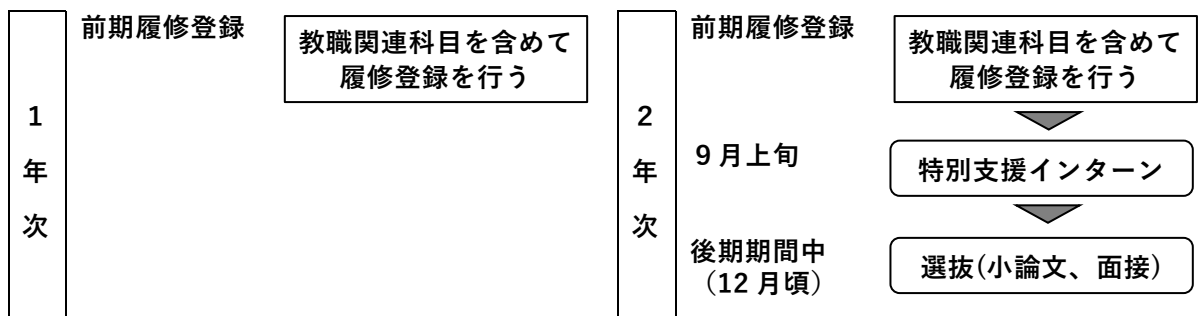
教員免許状の種類

看護学部において、教育職員免許法および同法施行規則に定める所定の単位を修得した場合、次の免許状を取得することができます。

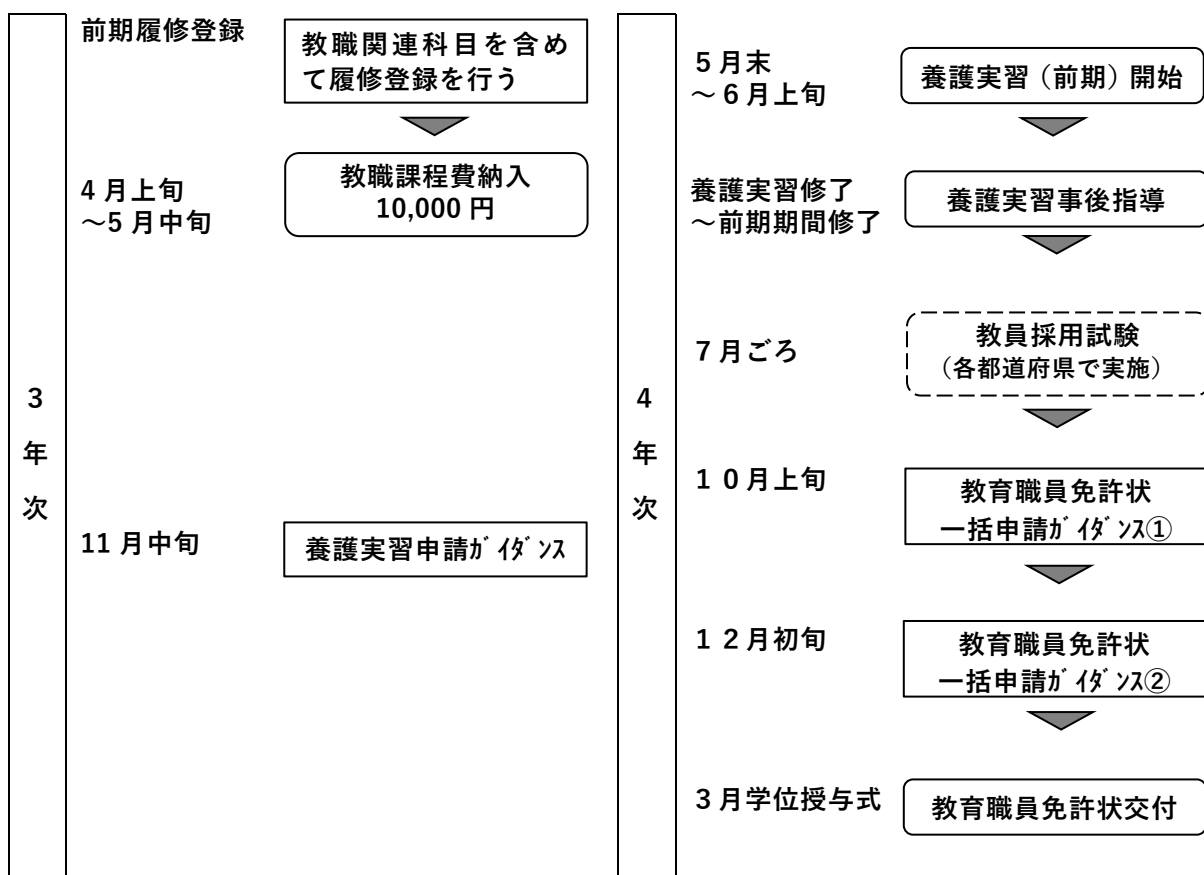
学部等名	免許状の種類
看護学部 看護学科	養護教諭一種免許状

※養護教諭一種免許状を持つ者が、本学大学院で所定の単位を修得すると養護教諭専修免許状を取得することができます。

教職課程関連スケジュール



※養護教諭コースの選抜方法等詳細については別途ガイダンスで説明されます。



免許状取得のための基礎資格と免許法が定める最低必要単位数

基礎資格と最低必要単位数

免許状の種類	所要資格	基礎資格	大学における最低必要単位数			
			養護に関する科目	教育の基礎的理解に関する科目等	大学が独自に設定する科目	合計
養護教諭一種免許状		学士の学位を有すること	28	21	7	56

免許法施行規則第66条の6に定める科目必要単位数

免許法に定める科目区分	単位数
日本国憲法	2
外国語コミュニケーション	2
体育	2
情報機器の操作	2

履修カルテの作成

人間環境大学の教職課程の目標は、本学の理念・目標に基づいて育む能力として、教職や教科の専門的知識を教育の場で活用できる実践的な指導力を身につけ、また、不断の努力により、自ら向上しようとする姿勢を持つ教員を養成することを目的としています。

履修カルテは、本学の教職課程を履修するうえで、自分が授業の中で何を学んだのかを振り返るとともに、上記の本学の教員養成の目的を達成するために今後どのような学習が必要なのかを自分で考えるための手がかりで、「教職関連科目履修状況確認シート」と「自己評価シート」の2種類から構成されます。

履修カルテの実施時期は各学期の最初の月とし、毎年4月のオリエンテーション期間中及び9月の後期開始時に教務課へ提出します。ただし、自己評価シートについては教職実践演習の終了時にも実施します。

養護実習について

1. 養護実習に係る単位

「教育の基礎的理解に関する科目等」として、次の科目を修得します。

養護実習Ⅰ（1単位）、養護実習Ⅱ（3単位）

2. 養護実習の申し込み及び実施の時期

養護実習は4年次に、原則各自の出身校以外の愛知県内の公立小・中学校の協力を得ていずれかの学校で行うことになります。

養護実習を希望する者は、実習を行う前年度（3年次）の説明会で申請方法等詳細について説明します。

実習校の内諾を得て、学長が実習校に対して養護実習依頼を行い、その受託が確認された時に実習校が決定されます。

前期・・・5月末～6月上旬開始

3. 養護実習参加資格

1年生から3年生後期までの「養護に関する科目」および「教育の基礎的理解に関する科目等」の全ての必修科目の単位を修得している必要があります。

教育職員免許状の申請手続き

教育職員免許状は、教職課程を履修して大学を卒業し授与を申請した者に対して、各都道府県の教育委員会が授与するものです。したがって、教職課程を履修すれば自動的に免許状が授与されるわけではなく、本人の申請がなければ免許状は授与されません。

本学では免許状の授与を愛知県教育委員会に一括申請します。授与された免許状は全国の都道府県で有効です。

1. 教育職員免許状一括申請

教職課程を履修し所定の単位を修得し、かつその年度に卒業することが確定した者は、3月上旬に本学でとりまとめ、愛知県教育委員会に免許状の授与を一括して申請します。教育委員会より授与された免許状は卒業式当日に手渡します。

(1) 教員免許状申請（願）の提出

本籍地や、申請する免許状の種類を記入する「教員免許状申請（願）」を、10月の教育職員免許状一括申請ガイダンス（第1回）時に配付します。記入し所定の期日までに事務室まで提出してください。

(2) 申請書類（授与願）の配付および受付

免許状の授与申請書類（授与願）は、12月の教育職員免許状一括申請ガイダンス（第2回）時に配付します。記入し所定の期日までに教務課へ提出してください。詳細についてはガイダンス時に説明します。なお、期日に遅れた場合は受け付けられませんので注意してください。

(3) 欠格条項（教育職員免許法第5条第1項但書）

教育職員免許法第五条第1項に、教員免許状が授与されない場合が定められています。
これらの一つでも該当する場合、大学で教職課程を履修しても免許状は授与されません。

- ・禁錮以上の刑に処せられた者
- ・免許状がその効力を失い、当該失効の日から三年を経過しない者
- ・免許状取上げの処分を受け、当該処分の日から三年を経過しない者
- ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

(4) 手数料等

教員免許状申請に関しては次の手数料が必要となります。

項目	金額	金額
免許申請事務手数料	500円	免許状1件につき500円。事務室で納入。
免許状授与手数料	3,400円	免許状1件につき3,400円。愛知県収入証紙を授与願に貼付することで納入。

2. 個人申請

手続期間に遅れた者および科目等履修生の免許状申請は個人申請となります。

また、申請手続については、都道府県ごとに若干異なっており、一括申請とも書式等が違いますので、各申請者において申請される教育委員会に問い合わせてください。

教員採用試験・就職等について

1. 公立学校の養護教諭になるには

4年次になって、卒業見込みと教員免許状の取得見込みの資格を得たら、各都道府県および指定都市で実施される「教員採用選考試験」を受験できます。試験の日程は、各都道府県により多少の差はありますが、概ね次に示す日程となります。

時期	内容
4月前後	教育委員会から出願要項を取り寄せる
5月末から6月	願書の受付
7月初旬から下旬	第一次選考試験 ・筆答試験（教養・専門・論作文） ・面接試験／実技試験 ・適性検査／その他
8月中旬	第一次選考結果発表
7月下旬から9月上旬	第二次選考試験 ・論文試験／面接試験 ・実技試験／適性検査／その他
9月下旬から10月中旬	第二次選考結果発表 →合格者を採用候補者として名簿に登載
11月初旬以降	学校長面談・健康診断書提出等
3月下旬	赴任校決定

2. 私立学校の養護教諭になるには

私立学校の養護教諭になる方法として2つの方法があります。

1つめは、私立学校の養護教諭の採用は民間の企業と同じように、基本的にはそれぞれの学校毎での選考、採用となっています。公立学校とは違い、定期的な採用は行っていないため退

職者が出たりして欠員が生じた時に採用を行って補充するという形をとっています。大学に届く求人についてはキャリアデザイン支援・資料室に届きます。参照のうえ各自応募してください。

2つめは、各都道府県の私学教員志望者の名簿に登録するという方法です。名簿に登録する方法は都道府県により異なりますが、愛知県では県私学協会が「私立学校教員適性試験」を行い、「受検者名簿」を作成し私立学校長に採用資料として提供しています。

私学教員適性検査は全国7都県（群馬県、東京都、静岡県、愛知県、兵庫県、広島県、福岡県）で実施されていますが、適性試験を必要としない都道府県もありますので詳しいことは早目に各都道府県の私学協会に確かめてください。学校によっては大学の指導教員の推薦状が必要な場合もあります。

3. 採用試験合格のための準備

採用試験の受験は、4年次生の7月ごろからです。しかし、そのための準備をはじめるのは、早ければ早いほど、合格の可能性が大きくなるといえます。養護教諭コースとして、教員採用試験対策講座を計画して、できるだけ教員採用試験合格の可能性を広げています。積極的に講座に参加することを勧めます。

看護学部 看護学科 養一種

養護に関する科目

(2022年度以降入学生適用)

免許法施行規則に定める科目区分	必要単位数	左記に対応する開設授業科目				
		授 業 科 目	単 位 数		配当年次	備 考
			必修	選択		
衛生学・公衆衛生学（予防医学を含む。）	4	公衆衛生学	1		1	
		疫学	2		2	
		保健医療福祉行政論Ⅰ	2		3	
学校保健	2	学校保健	2		2	
養護概説	2	養護概説	2		3	
健康相談活動の理論・健康相談活動の方法	2	健康相談活動論	2		3	
栄養学（食品学を含む。）	2	栄養学	1		2	
		生化学	2		1	
解剖学・生理学	2	からだの仕組みと生活	1		1	
		看護のための形態機能と疾病	4		1	
		形態機能学	2		2	
「微生物学、免疫学、薬理概論」	2	微生物学	2		1	
		病理学	1		2	
		薬理学	2		2	
精神保健	2	精神保健看護学概論	1		2	
看護学（臨床実習及び救急処置を含む。）	10	生活援助技術	3		1	
		小児看護学概論	1		2	
		小児看護援助論		2	2	
		小児看護演習		1	3	
		母性看護学概論	1		2	
		精神看護援助論		2	2	
		成人看護援助論	2		2	
		成人看護演習		4	3	
		小児看護学実習	2		3	
		急性期看護学実習	3		3	

大学が独自に設定する科目

(2019年度以降入学生適用)

免許法施行規則に定める科目区分	必要単位数	左記に対応する開設授業科目				
		授 業 科 目	単 位 数		配当年次	備 考
			必修	選択		
大学が独自に設定する科目	7	—	—	—	—	—

「養護に関する科目」（28単位）および「教育の基礎的理解に関する科目等」（21単位）のうち、最低修得単位を超えて修得した単位が「大学が独自に設定する科目」に充当される。（7単位）

看護学部 看護学科 養一種

〔別表Ⅲ-2〕 養・教育の基礎的理解に関する科目等

(2019年度以降入学生適用)

免許法施行規則に定める科目区分等			左記に対応する開設授業科目				
科目	各科目に含める必要事項	必要 単位数	授 業 科 目	単位数		配当年次	備 考
				必修	選択		
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	8	教育原理	2		1	
	教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。)		教職論	2		1	
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)		教育社会学	2		1	
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		教育心理学	2		1	
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解		特別支援教育論	2		2	
	教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)		教育課程論	2		2	
等 道 育の 徳、 相 容、 談 容、 等 及 綜 に 合 的 関 生 な す 徒 学 指 習 導 の 時 科 間 目 教	道徳、総合的な学習の時間及び特別活動に関する内容	6	道徳の理論及び指導法	1		2	
	教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)		特別活動論(総合的な学習の時間の指導法を含む)	2		2	
	生徒指導の理論及び方法		教育方法論	2		2	
	教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法		生徒指導論	2		2	
教育 実 践 に 関 す る 科 目	養護実習	5	養護実習Ⅰ	1		4	
	学校体験活動		養護実習Ⅱ	3		4	
	教職実践演習	2	特別支援インターン	1		2	
			教職実践演習(養護教諭)	2		4	

看護学部 看護学科 養一種

教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目

(2022年度以降入学生適用)

免許法施行規則に定める科目区分等			左記に対応する開設授業科目				備 考
科目	各科目に含める必要事項	必要 単位数	授 業 科 目	単位数		配当年次	
				必修	選択		
教育職員免許法施行規則66条の6に定める科目	日本国憲法	2	日本国憲法	2		1	
	体育	2	フィットネススポーツ	1		1	
			体育実技	1		1	
	外国語コミュニケーション	2	英会話(基礎)	2		1	
英会話(医療英語)				2	2		
情報機器の操作	2	コンピュータ基礎・情報処理法	1		1		
		保健看護情報学	1		3		

S t u d y

G u i d e

2 0 2 4